2023
8

～職場内で掲示・回覧願います～

協会けんぽふくしま通信

保険証の返却と適正な使用について

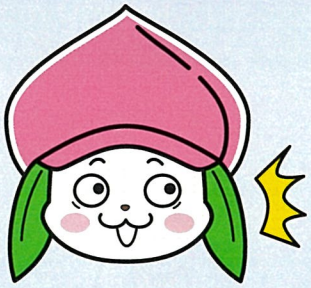

退職時・資格喪失時・扶養解除時には、保険証を速やかにご返却ください！

	被保険者（会社で働く加入者本人）	被扶養者（被保険者のご家族）
保険証が使えなくなるとき	●退職した日の翌日から ●75歳になった日から	●就職等により被扶養者でなくなった日から ●被保険者が退職した日の翌日から ●被保険者または被扶養者が75歳になった日から

事業主様（事務ご担当者様）へ

◆ 保険証の回収、届書への添付は法令で定められており、事業主の義務です。
日本年金機構へ「被保険者資格喪失届」、「被扶養者異動届」を提出する際は、保険証を必ず添付してください。

◆ 電子申請で上記届書を申請した際は、電子申請の到達番号がわかる画面を印刷のうえ保険証と併せて日本年金機構へ送付してください。

◆ 協会けんぽより事業主様へ、保険証の回収状況についてお尋ねする場合もございます。
その際はご協力をお願いいたします。

⚠ ご注意ください！！ ⚠

❶ 使用することができない保険証を誤って使用された場合は、協会けんぽが負担した医療費を返還いただくことになります。

❷ 協会けんぽでは、保険証の未返却者に対し、文書及び架電による返却催告を実施しております。返却が遅れると、催告が行われる場合がありますので、速やかに返却をお願いします。

【お問い合わせ】レセプトグループ　電話：024-523-3918

毎月15日頃、役立つ情報を配信！メルマガ登録はコチラから →

このチラシは協会けんぽ福島支部が作成し、日本年金機構から発送される納入告知書に同封しております。
納入告知書の請求額や保険料徴収については、最寄の年金事務所へお問い合わせください。

整骨院・接骨院のかかり方

整骨院や接骨院は「柔道整復師」と呼ばれる専門の方が施術をする施設で、医療機関（病院）ではありません。そのため、**健康保険が使える範囲が限られています！**

この場合の施術、健康保険が使える？使えない？

- □ 単なる肩こり、筋肉疲労
- □ リラクゼーション目的でのマッサージ利用
- □ 神経痛・リウマチ・関節炎等からくる痛み、こり
- □ 脳疾患の後遺症などの慢性病
- □ 過去の交通事故による後遺症
- □ 同一負傷に対して同期間に保険医療機関で治療中のもの
- □ 仕事中や通勤途上の負傷

→ 答え：✕ **すべて健康保険が使えません!!**

○ 健康保険が使える場合

急性などの外傷性の

- ●打撲
- ●ねんざ
- ●挫傷（肉離れなど）
- ●骨折・脱臼

※骨折・脱臼は医師の同意が必要（応急手当は除く）

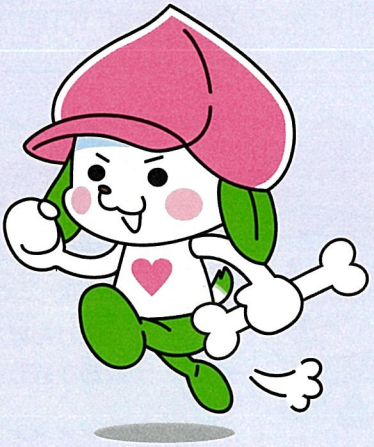

【お問い合わせ】業務グループ　電話：024-523-3917

このチラシは協会けんぽ福島支部が作成し、日本年金機構から発送される納入告知書に同封しております。
納入告知書の請求額や保険料徴収については、最寄の年金事務所へお問い合わせください。